

No.200

令和6年4月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241) 23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会

目次

令和6年度当初予算	2～3
第1回・第2回臨時会	4～5
第3回定例会	6～8
村政を質す	9～14
議会広報	
「200号特別企画」	15～16
村民の声	17
その他	18

議会だより

3月定例会

皆さんの
おかげで

200号

ANNIVERSARY

持続可能なむらづくりへ！

令和6年度当初予算の特徴 一般会計 36億9,027万円

一般会計予算の概要

村の一般会計と3つの特別会計及び公営企業会計の当初予算は、第3回定例会で議決され、一般会計予算の主なものについてお知らせいたします。

令和6年度一般会計予算の歳入歳出の総額は、36億9,027万円となり、前年度と比較し3億844万円の増となった。

歳出予算の内容は、人口減少対策の重点事業として、子育て対策の充実、住環境の向上、福祉の充実、観光人口・関係人口の拡大が図られる内容となった。

また、各行政区の要望事項も踏まえ、生活関連の対策や、道路・上下水道、生活基盤整備のための投資的事業を継続的に実施し、健全な財政運営との両立が図れることとなる。

I. 子育て対策の充実【新たな子育て支援と子育て環境の向上へ】



- 新規** ○結婚新生活支援事業 **275万円**
- 新規** ○不妊治療費・不育症治療費助成事業 **81万円**
- 新規** ○北塩原村
にこにこ子育て祝金 **899万円**
- 新規** ○高校生路線バス通学費支援 **130万円**

II. 住環境の向上・福祉の充実【若者定住住宅入居・取得促進へ】

- 新規** ○若者定住住宅取得支援事業

600万円

村内の若者・子育て世帯の定住を応援するため、住宅取得費用の一部が補助(最大120万円)されます。

- 継続** ○北塩原村移住促進住宅支援事業 **800万円**

- 新規** ○議会映像配信システム導入事業 **213万円**

- 新規** ○「書かない窓口」システム導入事業 **327万円**



III. 観光人口・関係人口の拡大【新たな観光需要に対応へ】



- 継続** ○五色沼東エリア利用拠点
上質化事業(実施設計業務委託) **1,673万円**
- 新規** ○北塩原村地域情報発信事業 **500万円**
- 新規** ○裏磐梯地域活性化事業負担金 **419万円**
- 新規** ○自転車活用連絡協議会設立
及び推進委託 **165万円**

令和6年度予算 人口減少対策に歯止めを

総額 49億7,359万円【前年対比 2億5,356万円増】
特別会計 7億2,955万円 公営企業会計 5億5,377万円

特別会計	内 容	令和6年度 当初予算額
国民健康保険 事業費 特別会計	医療機関での医療 費の一部を援助す るための会計	3億 4,854 万円
介護保険事業 特別会計	介護サービスの給 付や介護予防事業 を行うための会計	3億 4,600 万円
後期高齢者 医療特別会計	高齢者の医療費に 係る保険料を管理 するための会計	3,501 万円
合 計		7億 2,955 万円

公営企業会計	内 容	令和6年度 当初予算額
簡易水道事業会計	水道施設の整備、維持管理 のための会計	1億 3,963 万円
下水道等事業会計		4億 1,414 万円
(特定環境保全下水道)	北山、大塩、裏磐梯地区の下水道施 設の整備、維持管理のための会計	(3億6,598万円)
(簡易排水施設事業)	小野川地区の下水道施設の 維持管理のための会計	(237万円)
(農業集落排水事業)	早稲沢、金山、桧原地区の下水道 施設の維持管理のための会計	(4,579万円)
合 計		5億 5,377 万円

主な質疑(歳入)

【問】 遠藤 祐一 議員

一般寄付金の内容は、ど
のようなものか。

【答】 総務企画課長

一般寄付金の内容は、ふ
るさとづくり寄付金（ふる
さと納税）であり、今年度
の見込額を予算においても
計上したものです。

主な質疑(歳出)

【問】 五十嵐 正典 議員

新型コロナウイルス予防
接種事業の財源と、その内
容はどのようなものか。

【答】 住民課長

新年度では、定期予防接
種化として一般財源となり、
65歳以上の接種勧奨の方に
ついては、普通交付税等に
よる財政措置がされるもの
と考えております。
なお、65歳以上の方や感
染リスクの高い妊婦や子ど
もたちは、インフルエンザ
予防接種と同等の枠組みで
実施できるよう検討してお
ります。

【問】 五十嵐 正典 議員

中山間地域等直接支払事
業交付金が昨年より、20
3万円増額されているが、
その内容はどのようなものか。

【答】 農林課長

中山間直接支払制度に加
算措置があり、集落機能支
援として村が認められ、地
域の中の高齢者支援等の活
動経費になります。

【問】 五十嵐 正典 議員

中山間地域等直接支払事
業交付金と多面的機能直接
支払事業交付金は、何年度
まで継続される予定か。

【答】 農林課長

両事業は国の法律に基づ
く事業となっており、法律
の改正がない限り、継続さ
れるものと考えております。

【問】 柏谷 孝雄 議員

裏磐梯サイトステーション
指定管理業務委託料が増
額されている理由は何か。

【答】 商工観光課長

裏磐梯サイトステーション
周辺の草刈りや、環境整
備について拡充させるため
の経費増額となっています。

【問】 柏谷 孝雄 議員

杉並区交流推進事業委託
料が増額されている理由は
何か。

【答】 商工観光課長

村と杉並区が締結してい
る「まるごと保養地協定」
において、ポータルサイトの
の整備を行い、杉並区民へ、
協定施設の周知拡充を図る
ものです。

【問】 遠藤 祐一 議員

地域おこし協力隊設置業
務委託料の内容は何か。

【答】 総務企画課長

創業支援として村商工会、
農業支援として株式会社あ
いばせ、そして新規委託等
を含め、地域おこし協力隊
の人的費及び活動経費に
なっています。



▲川前地区の棚田の景観

第1回臨時会

令和6年1月31日に、第1回臨時会が開催され、5件の案件について審議し、原案可決3件、原案否決が2件となりました。

◎議案第1号

北塩原村簡易水道事業の設置等に関する条例

◎議案第2号

北塩原村下水道等事業の設置等に関する条例

◆主な内容

総務省より、公営企業会計適用の必要性が高いとされる簡易水道事業、公共下水道事業等（農業集落排水事業等を含む）を設置する人口3万人未満の市町村は、令和元年度から令和5年度を集中取組期間として、令和6年4月1日には公営企業会計へ移行するよう要請があり、公営企業会計への移行に必要な条例の制定と、従来の関連条例を廃止するもの。

◆議決結果

全会一致でそれぞれ可決

主な議案審議

【問】 遠藤 祐一 議員

公営企業会計への移行にあたり、村民の負担増につながるようなことはないか。

【答】 建設課長

公営企業法の適用は、住民の方の負担になるというのではなく、水道事業の維持管理のために、経営状況を把握しやすくすることが目的でございます。

【問】 小椋 眞 議員

公営企業会計へ移行した際のメリットと、デメリットはどんなものが想定されるか。

【答】 建設課長

公営企業会計のメリットは複式簿記となり、今の財政状況を把握し、中長期的な計画をたてやすくなります。

一方、デメリットとしては、公営企業会計の専門性が必要となり、事務量の増加への対応が懸念されます。

【問】 小椋 眞 議員

公営企業会計移行にあるように、水道のみならず、

全ての計画は無駄がないように行う必要があると思うが、いかがか。

【答】 村 長

そういった視点は大事であり、それぞれの課で共有し財政執行に努めてまいります。

◎議案第3号

北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例

◎議案第4号

北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更について

◆主な内容

議案第3号は、北塩原村温泉健康増進施設を令和6年3月31日をもって廃止したいことから、北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止するもの。

そして、議案第4号は、

議案第3号と関連し、北塩原村温泉健康増進施設を令和6年3月31日をもって廃止したいことから、施設の廃止に伴う指定期間の変更をするもの。

◆議決結果

全会一致でそれぞれ否決

主な議案審議

【問】 伊藤 敏英 議員

ラビスパ裏磐梯について、約3年もの間で方針が二転三転し、これまでの進め方に問題を感じる。村長は思いつきで対応しているのではないか。

【答】 村 長

一度決定いただいた大規模修繕ですが、人口減少が進む中で大きな施設への投資、そして維持管理は、長期的な目線で、いま一度考え方を変えざるをえないと判断し、皆さまと協議を申し上げてきたところです。

【問】 小椋 眞 議員

こうした大切な問題について、なぜ、こんなに急ぐ必要があるのか。

また、大規模修繕について、議会で議決されたのになぜやめるのか。

【答】 村 長

まず、大規模修繕については、今後の運営も含めて検討した結果、大規模修繕をやめて、子育て支援等、村の施策に変えていく必要があると思ひ、皆さまにご説明させていただきました。

また、この件についてなぜ急ぐ必要があるのかということですが、12月13日の全員協議会等にて皆さまと協議し、そのスケジュールに基づき、上程させていただきました。

【問】 小椋 眞 議員

村の子どもたちも大切だが、同時に高齢者だって大切である。ラビスパ裏磐梯を利用していた高齢者のなかには、集まれる場所がなくなるという声も聞かれる。そうした方たちの健康増進のためにも、今回は議案を取り下げ、もう少し考え直した方がよいのではないか。

【答】 村 長

只今のご指摘の件についてですが、今回はラビスパ裏磐梯の施設に対する考え方としてご呈示を申し上げておりますので、これについては取り下げるといふことは、考えておりません。

◎議案第5号
令和5年度北塩原村一般会計補正予算(第7号)

◆補正額

1,307万4千円

◆主な補正内容

○「物価高騰対応重点支援給付金」に伴う経費

今回の補正予算は、令和5年11月2日、政府において閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰等に直面する住民への支援策として「物価高騰対応重点支援給付金」を給付するものとして計上された。

【支給対象世帯及び対象者】

①住民税(均等割のみ)課税世帯

②低所得の子育て世帯

◆審議結果

全会一致で可決

◎議案第6号
北塩原村若者定住住宅設置及び管理条例

◆主な内容

若者世代・子育て世代の移住及び定住を促進し、人口の増加と地区の活性化を図ることを目的に裏磐梯地区に住宅が整備され、地方自治法第228条第1項及び第244条の2第1項の規定に基づき、若者定住住宅の設置及び管理並びに使用について、必要な事項を定める。

◆審議結果

全会一致で可決

◎議案第7号

北塩原村課設置条例の一部を改正する条例

◆主な内容

子育て・住環境対策、福祉の充実、観光人口、関係人口の拡大を図り、人口減少対策を推進するため、組織の見直しと強化を図る。

◆審議結果

全会一致で可決

第2回臨時会



令和6年2月20日に、第2回臨時会が開催され、3件の案件について審議し、原案可決3件となりました。

課設置条例の一部改正に伴う組織概要

改正前		改正後	
総務企画課	総務関係業務	総務企画課	総務関係業務 財政関係業務
	財政関係業務		消防防災・交通・生活交通関係業務(移管)
企画室	企画関係業務	企画室	企画関係業務
税務課	税務関係業務	住民税務課(新設)	税務関係業務 徴収関係業務
	徴収関係業務		戸籍・住民票・マイナンバー関係業務(移管)
住民課	生活関係業務	保健福祉課(新設)	医療福祉関係業務 健康づくり関係業務
	医療福祉関係業務 健康づくり関係業務		
商工観光課	商工観光関係業務	観光課(課名変更)	観光宣伝・観光施設整備を図るため、観光に特化
農林課	農林関係業務	産業課(課名変更)	農林関係業務 土地調整関係業務
	土地調整関係業務		商工業の振興・中小企業・商工団体関係業務(移管)
建設課	建設関係業務	建設課	建設関係業務

主な議案審議

【問】小 椋 眞 議員

組織改正に伴う課名変更や、業務の移管について、住民の混乱も想定される。今までより、悪くならないように対応すべきと考えが、いかがか。

【答】村 長

ご指摘のようなことがな

【問】伊藤 敏英 議員
村長が危惧している「人口減少対策」について、力を入れるために、なぜ課を新設してやらないのか。もつと真剣に考えて議案を提出すべきではないのか。

【答】村 長
いよう、村民の皆さま方への周知も含め進めてまいりたいと思います。



◎議案第8号
北塩原村手数料条例の一部を改正する条例

◆主な内容

戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍謄本等の広域交付制度の開始や、戸籍制度改正による、新たに規定する必要がある制度の文言及び、手数料を条例に定める所要の改正。

◆審議結果

全会一致で可決

【答】村 長
ご指摘いただいた内容について、十分検討し今後生かしてまいりたいと思います。

第3回 定例会

あらまし

令和6年第3回定例会が3月8日から14日まで7日間の会期で行われました。1日目は、村長から村政の報告と議案の提案理由の説明、1件の行政報告が行われ、議員発議2件について、説明・質疑・討論・採決を行い、そして30件の議案について説明が行われました。4日目は、5名の議員が一般質問を行い、5日目に各常任委員会で議案審議を行いました。7日目は、提案された議案の質疑・討論・採決と、追加議案3件の説明・質疑・討論・採決が行われ、原案可決28件、原案否決3件、原案同意2件となりました。

注目したい議案一覧

◎議案第9号

北塩原村生活支援ハウス指定管理者の指定について

◆概要

生活支援ハウスの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

○法人名称

社会福祉法人芙蓉会

○施設の名称

シャルムハウス

○指定期間（10年間）

令和6年4月1日から

令和16年3月31日まで

◎議案第10号

北塩原村診療所指定管理者の指定について

◆概要

裏磐梯診療所及び松原診療所の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

○法人名称

一般財団法人脳神経疾患研究所

○施設の名称

・南東北裏磐梯診療所

・南東北松原診療所

○指定期間（3年間）

令和6年4月1日から

令和9年3月31日まで

◎議案第11号

裏磐梯サイトステーション指定管理者の指定について

◆概要

裏磐梯サイトステーションの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

○法人名称

NPO法人裏磐梯エコツーリズム協会

○施設の名称

裏磐梯サイトステーション

○指定期間（3年間）

令和6年4月1日から

令和9年3月31日まで

◎議案第12号

北塩原村にこにこ子育て祝金条例

◆概要

村内の次代を担う子どもの健やかな成長を願い、豊かな子育てを推進するため、満4歳から満15歳を迎えるまでの毎年、祝金5万円を支給するもの。

○5月1日を基準日とし、住民登録のある児童を対象に、保護者に贈呈する。

○村外への通学通園も対象とする。



▲新たな子育て支援で「子育て環境の向上を図る」

◎議案第13号

北塩原村健康長寿祝金条例

◆概要

従前の北塩原村長寿祝金条例を廃止し、75歳以上の高齢者に毎年5千円を贈呈するなど、新たな祝金制度を創設するもの。

○9月15日を基準日とし、75歳以上99歳以下の高齢者に毎年5千円を贈呈。

○100歳到達者に30万円及び賀状を贈呈。

○101歳以上の高齢者に毎年5万円を贈呈。

○高齢者施設等の入所により村外に転出した高齢者（介護保険住所特例者）も対象。



◎議案第14号

北塩原村結婚新生活祝金条例

◆概要

従前の北塩原村結婚祝金条例を廃止し、定住化を推進することを目的とした、新たな祝金制度を創設するもの。

○結婚祝金

・夫婦のいずれかが満40歳未満↓【10万円】

○新生活祝金

住宅取得・リフォーム・住宅賃貸・引越に係る費用の助成。

※家具、家電等の備品は対象外。

・夫婦共に満40歳未満の場合↓【上限20万円】

・夫婦共に満30歳未満の場合↓【上限50万円】





▲ラビスパ裏磐梯

◎議案第15号

北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例

◎議案第16号

北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更について

◆概要

議案第15号は、温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」について、令和6年3月31日付けをもって廃止したいことから、北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止するもの。

そして、議案第16号は、議案第15号と関連し、北塩原村温泉健康増進施設を令和6年3月31日をもって廃止したいことから、施設の廃止に伴う指定期間の変更をするもの。

◆議決結果

賛成少数でそれぞれ否決

主な議案審議

【問】 遠藤 祐一 議員

村の中心的な施設であるラビスパ裏磐梯の廃止は、村民の声を聞き、公募する事業者が出てきてから決めるべきである。応募事業者が現れない場合はどうするか。

【答】 村 長

公募については、速やかに実施し、応募する事業者が現れるよう働きかけてまいります。

【問】 小 椋 眞 議員

第1回臨時会で否決された内容を、1か月後に同じ議案で提出しても賛同出来ない。

議案を取り下げた方がよいのではないか。

なお、後から提出される村長からの追加議案について、議会への提出と議会の受付について、議長含めきちんとすべきである。

【答】 村 長

第1回臨時会で上程した

際に3月議会にずらす必要性があるだろうという話もあり、改めて提出をさせていただいたもので、皆さま方のご審議を賜ればと思います。

◎議案第25号

北塩原村営住宅管理条例の一部を改正する条例

◆概要

子育て世帯等が入居しやすい取り組みを推進するなど、所要の改正を行うもの。

- 同居親族要件を廃止し、単身入居を可能とする。
- 子育て世帯や若者夫婦世帯の入居要件の追加、政令月収要件の緩和等を行う。

主な議案審議

【問】 小 椋 眞 議員

村営住宅について、建物の中には廊下等の共有部分について清掃が行き届いていないところがある。

こうしたものは、入居者が分担して担うべき部分である。今後、入居時にこうした点も含めて、周知し徹底していくべきと思うがいかがか。

【答】 建設課長

現入居者と、新規入居者の方々が行うよう、検討していきたいと思います。

◎議案第27号

令和5年度北塩原村一般会計補正予算（第8号）

◆補正額

133万円

◆主な補正内容

- 戸籍システム等改修業務
- 青年就農給付金
- 事業費の確定・精査による減額等

今回の補正予算は、戸籍法改正に伴う戸籍システム等の改修業務委託、住民基本台帳システム改修業務委託や、青年就農に関する2名分の経費、令和5年度の事業費確定・精査による減額等の経費が計上された。

◎議案第40号

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆概要

ラビスパ裏磐梯の施設を巡り、議会に混乱を生じさせ、村民の皆さまにもご心配をおかけしたことを踏まえて給与の改正を行うもの。

○改正内容

4月給与を次のとおり減額

村 長 月額給与の30%
副村長 月額給与の15%

◆議決結果

賛成少数で否決

主な議案審議

【問】 小 椋 眞 議員

この議案は、第1回臨時会で提出すべきであり、今回の提出は、ラビスパの問題を賛成してもらいたいから提出したとも思える。

ラビスパ裏磐梯の廃止に関しては、村と議会の議論が足りないだけである。今後、村と議会がきちんと協議を重ね、村を発展させていくべきと考えるがいかがか。

【答】 村 長

この追加議案については、議会に混乱を生じさせ、村民の皆さまにもご心配をおかけしたことに對してのお詫びとして提出させていたいただきました。

今回の件については反省し、今後、議会の皆さまと協議をかさね、ご理解いただきながら、村政発展のため全力投球をしたいと思います。

議員発議

◆提出者(各議員発議同様)

・五十嵐 正 典 議員

◆賛成者(各議員発議同様)

・遠藤 祐一 議員
・伊藤 敏英 議員
・遠藤 康幸 議員

◎発議第1号

北塩原村議会議員の請負
の状況の公表に関する条
例

◆内容

地方自治法の一部改正に
より、議会の議員に係る請
負に関する規則が緩和され
たことを踏まえ、村に対し
請負をする議員が、当該請
負の対価として各会計年度
に村から支払いを受けた金
銭の総額等を議長に報告し、
当該報告の内容を議長が公
表することにより、議員の
個人による請負の状況の透
明性を確保する。

◎発議第2号

北塩原村議会委員会条例
の一部を改正する条例

◆内容

第2回臨時会にて可決さ
れた、北塩原村課設置条例
の一部を改正する条例に伴
い、常任委員会の所管する
課名の訂正。

人事案件

◎議案第39号

教育長の任命について

◆内容

教育長の任期満了に伴い、
教育長の任命について、村
長より、追加議案が提出さ
れ、全会一致で同意されま
した。任期は、令和6年4月1
日から、3年間です。

■教育長(再任)

いしもと こういち 氏
石本 浩一

◎諮問第1号

人権擁護委員の推薦につ
き意見を求めることにつ
いて

◆内容

人権擁護委員の任期満了
に伴い、村長より、追加議
案が提出され、全会一致で
同意されました。人権擁護委員は、議会で
の同意を受け、村から法務
局へ推薦し決定されます。

■推薦者

鈴木 由利子氏(曾原)

令和6年第3回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成(承認・同意)	反対
発議第1号	北塩原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例	9	0
発議第2号	北塩原村議会委員会条例の一部を改正する条例	9	0
議案第9号	北塩原村生活支援ハウス指定管理者の指定について	9	0
議案第10号	北塩原村診療所指定管理者の指定について	9	0
議案第11号	裏磐梯サイトステーション指定管理者の指定について	9	0
議案第12号	北塩原村にこにこ子育て祝金条例	9	0
議案第13号	北塩原村健康長寿祝金条例	9	0
議案第14号	北塩原村結婚新生活祝金条例	9	0
議案第15号	北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例	4	5
議案第16号	北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更について	4	5
議案第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第18号	会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第19号	北塩原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9	0
議案第20号	北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例	9	0
議案第21号	北塩原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第22号	北塩原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例	9	0
議案第23号	北塩原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	9	0
議案第24号	北塩原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9	0
議案第25号	北塩原村営住宅管理条例の一部を改正する条例	9	0
議案第26号	北塩原村水道条例の一部を改正する条例	9	0
議案第27号	令和5年度北塩原村一般会計補正予算(第8号)	9	0
議案第28号	令和5年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	9	0
議案第29号	令和5年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算(第3号)	9	0
議案第30号	令和5年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第2号)	9	0
議案第31号	令和5年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	9	0
議案第32号	令和5年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	9	0
議案第33号	令和6年度北塩原村一般会計予算	9	0
議案第34号	令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算	9	0
議案第35号	令和6年度北塩原村介護保険事業特別会計予算	9	0
議案第36号	令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計予算	9	0
議案第37号	令和6年度北塩原村簡易水道事業会計予算	9	0
議案第38号	令和6年度北塩原村下水道等事業会計予算	9	0
議案第39号	教育長の任命について	9	0
議案第40号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	4	5
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9	0

※議長は採決には加わりません。



(登壇順)

- 1 伊藤 敏 英 議 員…………… 10
○人口減少対策について
- 2 北 原 安 奈 議 員…………… 11
○国のエコツーリズム推進全体構想の認定を受ける為の計画はあるか
○村独自に事業承継の施策を検討すべきではないか
- 3 遠 藤 康 幸 議 員…………… 12
○村公共施設及び村営住宅の管理運営について伺う
- 4 渡 部 哲 夫 議 員…………… 13
○全国に向けた裏磐梯の魅力発信について伺う
- 5 遠 藤 春 雄 議 員…………… 14
○集落衰退と高齢化が進むなか、村行政の対策はあるのか
○高温障害による米の減収対策について

ズバリ!!

村政を質す

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質^{ただ}すことで、報告や説明を求めることをいいます。

伊藤 敏 英議員



村の人口減少対策の内容は

問 社会保障・人口問題研究所は、2050年の我が村の人口は1,259人まで減少すると発表した。

村長は、つい最近になって、この人口減少は村存続の危機と表明して人口減少対策3つの視点を提示し、選ばれる村、持続可能な村づくりを進めるとしている。どのようにして人口減少に歯止めをかけるつもりか、どのようにして人口の増加を図るつもりか、何をどうやって成果をあげようとしているのか。

答(村長)

人口減少に歯止めをかける村の施策は、3つの視点により選ばれる村、持続可能な村づくりを進めてまいります。

一つ目は、新たな子育てメニュー

の実施、二つ目は、住環境の向上、福祉の充実を図ります。そして、三つ目は、五色沼東エリア利用拠点の土質化や北塩原村情報発信事業、杉並区交流推進事業、東京農業大学連携事業による関係人口、観光人口の拡大を図り、若者をはじめとする村外在住者の村への移住定住を促進し、人口減少に歯止めをかけてまいります。

問 移住者や観光客を増やすため、村や裏磐梯の知名度をあげること

は一番重要である。
正月の箱根駅伝は、視聴率が30%に迫るほど多くの方に視聴されている。今年はその番組で、石川町のコマースャルが流れた。

関東や東北圏での知名度向上の絶対のチャンスだったが、村長はテレビコマースャルによる知名度向上で、移住者や観光客を増やすという知恵や発想はなかったのか。

答(村長)

残念ながら、そういった点については、考えが及ぶもつきませんでした。今後の施策にて考えてまいります。

問 遠藤村長が就任した年の9月1日の人口は、2,677人だったが、今年の3月1日の人口は2,419人と、この3年半で258人も減少している。

小椋前村長をはるかに上回るスピードで減少しているが、この事実をどのように認識しているのか。責任は感じないのか。

答(村長)

私が就任した当時は、新型コロナウイルス感染症による事業縮小、村内の事業者においても事情により転出された方も多数いると思います。

こういった点は、村のPR不足と反省し、今後、人口減少の解消を図っていかねばならないと感じています。

問 村長が先ほど説明した対策では付け焼き刃のように感じる。

今、現に住んでいる村民の方が「この村に住んでいてよかったと心から言ってもらえる村作り」、「いつでも帰っておいでと言えるあったかい村づくり」、「災害を最小限に抑える防災・減災対策」など、こつこつやることの方が先決である。村長は、人口減少に歯止めをかけられない場合はどのような責任をとるのか。

答(村長)

令和6年度は、先ほど説明させていただいた新たな施策を講じます。そういったことを一つ一つ積み重ねて、人口の減少に歯止めをかけていきたいと考えています。

問 鳥取県の日吉津村は、早くから生活環境の徹底的な整備、子育て環境の充実、福祉事務所の設置といった、村民のための村づくりを徹底的にやり、人口が増え続けている。

この人口を増やし続けている日吉津村を村長は、どのように感じるか。

答(村長)

一貫した村づくりが継続されてきていると感じております。

問 村長は、今の状況が村存続の危機と表明するのであれば、人口の減少状況や、今後取り組む対策を村民の皆さんにお知らせするべきである。

そして、村民一人一人が自分事として何が出来るかを考え、一丸となって危機に立ち向かうべきと考える。村民の皆さんの力を借りる気はないか。

答(村長)

村民の方々と共にこの課題を共有するということでは、村政懇談会等を重ねながら、持続可能、我々が住んでいるこの村が選ばれる、そして住み続けられる村づくりを実行してまいりたいと考えています。

国のエコツーリズム推進全体構想認定に向けた村の計画は

問 今後、裏磐梯が国立公園という枠組みの中で魅力を存分に発揮するには、法律に基づくエコツーリズムを推進していく必要がある。そのためには、村からの申請や手続きが必要となるが、進めていく計画はあるか。

答（村長）

国のエコツーリズム全体構想の認定を目指す計画は、現時点では立てておりません。

3月19日にエコツーリズム講演会が開催予定であり、参加される住民や事業者などの声を聞きながら検討してまいります。

問 村では、このエコツーリズム推進全体構想の認定を受けた場合、



北原 安奈 議員

どのようなメリットがあるとお考えか。

答（商工観光課長）

大きく四つあり、一つ目は、地域資源の保護が可能になること、二つ目は地域資源の保全に関するルール設定が可能になること、三つ目は、国による広報支援をいただけること、そして最後、道路輸送法上の取扱緩和が認められることと考えています。

問 裏磐梯のブランド化を進めるためにも、スピード感をもって進めていくべきと思うが、いかがか。

答（村長）

講演会以降、地域住民と事業者の方々との協議等を重ね、判断してまいりたいと思います。



▲地域の機運醸成へ エコツーリズム講演会

村独自に事業承継の施策を検討すべきでは

問 村の基幹産業である農業と観光業において、個人事業主の高齢化に伴う廃業が増加することが予想される。

村が積極的に引き継ぎたい事業主と事業に挑戦したい人を引き合わせるマッチング支援を独自の施策として検討すべきではないか。

答（村長）

村では、独自の取り組みとして、今年度から商工会と株式会社あいばせに地域おこし協力隊を配置し、起業を目指す方々の受皿整備を目的に活動しています。

今後は事業承継などに結びつけることを目的とした調査業務を支援してまいります。

問 村内の事業者から引き継ぐことを想定して、地域おこし協力隊の募集人数を増やし、この任期内に事業承継におけるマッチングを行うことは、ルール上可能なのか。

答（総務企画課長）

現在就任している地域おこし協力隊についての、事業承継のマッチングというのであれば、活動の中で行うこと

は可能です。

また、村では地域おこし協力隊の制度が続く限り、毎年、新規隊員の募集を進めていくつもりです。

問 今後とも地域おこし協力隊の制度を活用し、多くの出会いを創出する必要があると考える。そのうえで、村は選んでもらうために、住環境の整備等を進めるべきと考えるが、いかがか。

答（村長）

村に来ていただき、魅力を感じてもらうことが重要ですので、そうした視点で施策を検討していきたいと思っています。

地域おこし協力隊



4月30日で協力隊を卒業します！

後任 後任 (あなま けんたろ)

ミッション：移住定住・空を夢見る

活動期間：2021年5月～2024年4月



中村 実 (なかつま ひとし)

ミッション：観光振興

活動期間：2023年11月～2024年10月予定



金 裕香 (きん ゆか)

ミッション：シニア・シニア・シニア

活動期間：2021年4月～2025年3月予定



野村 裕 (のむら ゆう)

ミッション：ブランド戦略・ふるさと納税・観光交流促進

活動期間：2024年2月～2027年1月予定



小野 拓実 (のの たくみ)

ミッション：観光振興

活動期間：2023年11月～2024年10月予定

▲「地域おこし協力隊」での地域活性化へ期待

えん
どう
やす
ゆき
遠藤 康 幸議員



公共施設の維持管理と 村ホームページでの掲載を

問 村の公共施設の維持管理や修繕計画における管理運営と、村ホームページへ掲載されている施設や、掲載されていない施設があり、どのような位置づけになっているのか。

答（総務企画課長）

村の公共施設は、公共施設等総合計画に維持管理・長寿命化に関する基本方針が定められています。土木系公共施設は、ライフラインであることから、年次計画に基づき修繕工事等が行われています。次に、村ホームページへの掲載状況は、村有施設については分類し掲載しておりますが、特定の用途で、特定の方しか利用しない施設は掲載していない状況であります。

問 生涯学習センターの体育館が村ホームページに掲載されていないが、大学等の集客を望むうえで、門戸を開くべきと思うが、いかがか。

答（教育課長）

大学等の合宿の集客利用という観点から、生涯学習センターの利用目的も踏まえ、門戸を開いていけるよう検討してまいります。

問 生涯学習センターの使用は、朝から夕方までという形になっているが、夜間の利用についてどのように考えているのか。

答（教育課長）

合宿等について、夜間利用も想定されますので、今後夜間の利用についても検討してまいりたいと思います。



▲合宿利用に向けた対策が待たれる
（村生涯学習センター）

問 村で整備した集会所は、村で改修経費が負担されるが、各行政区で整備した集会所は、その行政区で負担している。各行政区で整備した集会所に係る改修についても、支援すべきと考えるが、村での支援は全くないのか。

答（総務企画課長）

村では、「北塩原村集会所施設改善事業助成金の交付等に関する要綱」を定めており、そうした集会所施設の改修ができる補助制度があります。

問 この補助制度について、各行政区の区長の方々は、内容を把握できているのか。

こうした補助制度の周知等を徹底すべきではないのか。

答（総務企画課長）

積極的に情報提供が出来ていない状況でしたので、今後こちらの情報提供を行ってまいりたいと思います。

問 現在、村営住宅の空きは14戸あると思うが、現在畳の管理を含め、どのような管理をしているのか。

答（建設課長）

畳については、退去時に表替えを行い、そのままの状態となつて

いますので、長持ちするようにこまめに管理していきたいと思えます。

問 村営住宅の空きをなくすように、村ホームページでも低所得者向けの住宅である点や、村で受けられる支援についても周知して、少しでも入居者を増やす努力をすべきである。

もっと、職員を含め、空き部屋をなくすように宣伝すべきと考えるがいかがか。

答（村 長）

ご指摘のとおり、空き部屋があるということは、人口が減っている状態を維持していることですので、修繕が必要な箇所は早急に修繕し、村ホームページや、村民の方々を通じて周知を行い、入居者が増えるよう、早急に施策を講じていきます。



▲空き部屋の解消が待たれる（スカイヒル北山）

全国に向けた裏磐梯の 魅力発信を

問 裏磐梯をPRする裏磐梯雪まつりといったイベントもあるが、こうしたイベントにより、裏磐梯は日本全国どこまで浸透しているのか、また、それが誘客や宿泊にどのくらい繋がっているのか、今後データ分析とその対策が必要と考えるが、村ではどのように考えているのか。

そして、裏磐梯の知名度向上には、全国へテレビコマercialなどを活用した裏磐梯の魅力発信も必要と考えるが、いかがか。

答（村長）

裏磐梯エリアで実施したイベントは四つあり、うち二つのサイクルイベントに関しては、年齢と住所地を集計しており、誘客やPR

などの情報発信に活用していきたいと考えています。

また、裏磐梯を含む村の認知度向上には、杉並区の物産展や復興庁のイベントなどでのPRとともに、会場でのアンケート調査なども実施しており、データの蓄積を図っています。

今後は、知名度向上に向けて戦略ごとに、効果的に発信できる機会を捉えてまいりたいと思います。

問 本村において、観光は経済効果と雇用を創出する重要な位置にあると考える。村では、裏磐梯のPRに向けた事業は、何が行われているのか。

答（商工観光課長）

村では、村長が企業に訪問し、裏磐梯での連携事業等を働きかけるトップセールスや、首都圏や大阪でのイベントに、観光協会や村内事業所とともに参加しています。

また、裏磐梯観光協会では、SNS等を活用した広告の実施、加えて県内の新聞広告、観光画像の拡充を行っております。

問 村内で数々のイベントが開催されているが、継続するにつれ、内容がマンネリ化してしまうことが懸念される。

これまでのイベントで、裏磐梯への誘客や宿泊等の経済効果があつたのか。

答（商工観光課長）

ファミリースaikリング大会は、約21%が県外からの参加者、ヒルクライム大会については、約51%が県外からの参加者となっており、一定程度、宿泊需要はあつたものと考えております。

問 裏磐梯の魅力と認知度向上を図るうえで、テレビコマercialにより、全国的に有効活用するといった、思いきった施策も必要と思うが、村ではどのように考えているのか。

答（村長）

復興庁の風評被害払拭の事業により、テレビ番組とタイアップして魅力を発信するといった方法もありますので、こういった手法で、どのような効果があるのかを精査しながら、やれるものは検討して行っていきたいと考えております。



渡部 哲夫 議員



▲裏磐梯の魅力を発信する取組が待たれる（裏磐梯雪まつり）



▲裏磐梯の魅力向上へ情報発信強化を求める（杉並区モニターツアーの様子）

遠藤 春雄 議員



高齢化による 集落衰退への村の対策は

問 この10年間で村の20集落すべてで人口数、世帯数が減少している。

地域社会を維持してきた住民の自治体力や、基幹産業の衰退など地域経済も弱体化しつつあるが、村はどのような対策を考えているのか。

答（村長）

村は、急速に進む人口減少への対策として、子育て対策と住環境、福祉の充実、観光人口・関係人口の拡大を進めてまいります。

問 村全体を活性化させるためには、住民と自治体が地域づくりの主体として機能できる仕組みが必要である。

集落ごとに活性化計画の策定を

促し、実施できるよう支援室を設け、集落ごとに担当職員をつけることが効果的と考えるが、いかがか。

答（村長）

地域のことは、地域で考えることができないような組織は必要と考えています。

まずは、そうした機運の醸成が必要だと思いますので、各行政区との繋がり方も含め、一度検討してまいります。

問 検討ではなく、実施すべきである。職員と各集落の方が日頃から意見交換し、対策を考えることが必要と思うが、いかがか。

答（総務企画課長）

村内において、集落の数も減少



▲地域とのつながりが重要
(R5 行政区長会視察研修の様子)

し、集落の危機との懸念もございますので、人口減少対策のなかで、調整していききたいと考えております。

高温障害による 米の減収対策は

問 昨年の猛暑による高温障害は、農産物に影響を及ぼし、特に米の等級格差が大きく、収入減が明らかである。

本年も温暖化が予想されるなか、村は減収及び水不足対策をどのように考えているのか。

答（農林課長）

農業は村の基幹産業であり、農家の有する多面的機能を保全することが災害の未然防止や、水源の涵養などにつながる重要な役割を担っていると認識しています。

今後の米の減収も予想されますが、状況に応じて必要な対策を講じていきたいと考えています。

問 国や県でも、温暖化により予想される水不足に備え、対策が進められているが、村でもそうした準備は必要であると考えている。過去に村でも水不足で影響を受けたが、その後村はどのような対策をしているのか。



▲高温障害への事前準備が求められる

答（農林課長）
過去に渇水となった際は、村でポンプを所有していなかった状況でしたが、現在は1台整備してある状況です。
また、水不足に関する状況確認や、情報を収集し、早めに対応したいと思います。

問 今年度も米の減収が予想され、農家の方にとって、肥料等にかかる経費負担についても懸念される。

令和6年度において、減収等の状況があった際には、村で支援を行えるよう予算措置をすべきと考えるが、いかがか。

答（村長）

高温障害による減収等の事案が発生した際は、改めて議員の皆さま方と協議し、必要な手立てを講じてまいりたいと思います。

特別企画

村の皆さんと共に200号



第1号から
第199号まで
の北塩原村議会だよりを振り返る

「北塩原村議会だより」は、昭和50年12月創刊。皆さんに支えられ200号を迎えました。議会と村民との架け橋として、これまで、さまざまな議会活動を伝え、紙面には多くの村の皆さんに登場していただいています。皆さんと共に歩んだ200号を記念し、本号ではこれまでの議会だよりを振り返ります。議会だよりの意義を改めて考えていきます。

村と議会の49年

まず議会だよりが第1号を創刊したのは、昭和50年12月。当時の本村の人口は3,977人でした。令和6年4月1日時点では2,394人と、この49年間で1,583人減少しています。

本村議会議員の定数は、人口減少や社会経済の状況

により14人が10人へと4人削減。役場職員は、最大時84人から64人と、20人減っています。

なお、本年は昭和29年3月31日に、明治22年の町村施行以来続いた、北山村・大塩村・松原村の合併から70年目となりました。

変化と共に分かりやすく

創刊号から第75号までは、議会編集委員会として、「北塩原村議会だより」を製作してきました。

そして、平成5年6月、新たに議会広報調査特別委員会を設置し、「議員自らの視点で、議会活動を伝えるべく」編集が行われてきました。

平成30年4月発行分から、A4版で全ページをカラーに変更し、令和3年1月発行分より村民が登場する「みんなの声」を開始させ、読者がより見やすく関心が持てるよう、常に読者目線での製作を心がけています。



議員定数
昭和50年
14人

(1975年)

昭和50年

北塩原村議会だより
「第1号（12月発行）」を創刊

昭和54年

役場庁舎及びコミュニティセン
ターを新築

昭和62年

北山・大塩中学校統合
（第一中学校開校）

平成5年

北塩原村の環境をよくする条例を
可決し制定

平成7年

松原・裏磐梯中学校統合
（裏磐梯中学校開校）

平成15年

「自立の道を進む北塩原村宣言」
を全会一致で可決

平成20年

職員定数条例の改正を可決
（84人 ▼ 64人）

平成23年

東日本大震災

平成24年

企業誘致条例を可決し制定

平成30年

議会広報紙を全ページフルカラー
に刷新

令和3年

議会広報紙に「みんなの声」を新
たに企画し掲載
（令和4年に「みんなの声」を「村
民の声」にリニューアル）

令和6年

北塩原村議会だより
「200号（4月発行）」を迎える

議会だよりで振り返る49年

この記念号は、村議会の歴史を追うことで、これまでの歩みを振り返り、これからの議会広報のあり方を考える機会として発行しました。これまで培われてきた議会だよりの編集方法を受け継ぎつつ、村民の皆さまの声を受けとめ、反映しながら今後もさらに邁進していきます。

▲北塩原村議会だよりNo. 1
(B5版・白黒)

平成6年4月発行

▲北塩原村議会だよりNo. 80
A4版サイズへ刷新

平成30年4月発行

▲北塩原村議会だよりNo. 176
A4版で全面フルカラーへ刷新
し読みやすく

平成13年8月発行

▲北塩原村議会だよりNo. 109
A4版で表紙をカラーにより鮮明に

令和3年1月発行

▲北塩原村議会だよりNo. 180
村民に親しみやすい紙面へ
「みんなの声」を新設

第14回 村民の声

このコーナーは村民の皆さまよりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」応募要項をご参照ください。皆さまのご投稿を心よりお待ちしております。

「読書を通じた子育て」

千田^{ちだ} 友^{ゆう}(松陽台)

「自然のあるところで子育てをしたい」という思いから、私は生まれ育った北塩原村にUターンしてきました。田舎暮らしは思った以上に大変ですが、外で思いつき遊んでいる子どもたちの顔を見ていると、帰ってきてよかったなと思います。

さて、私は村の公民館に勤務しています。子育て講座を催したり、村内の図書環境の整備をしたりしています。

特に子どもたちの読書環境の向上には、たくさんの方の村民の方が協力してくださるので、本当に心強く思っています。児童クラブに新しい本を持って行くと、子どもたちは待ちきれないとばかりに本が入ったコンテナの周りに集まって来てくれます。とてもうれしい光景です。一方、読書や読み聞かせと聞くと構えてしまう保護者の方もいるかもしれません。

読書の楽しさを
皆に伝えたいです。

千田 友さん



▲子どもたちに読書の楽しさを伝える千田さん(中央)

実は私も、わが子への読み聞かせを負担に感じていた時期がありました。時間的にも気持ち的にも余裕が無い中で、読み聞かせもしなければと気負っていたからだと思います。

そんな経験から、保護者の方が無理なくできる親子読書の提案や、楽しく参加してもらええる図書イベントを企画しようと思いました。北塩原村の自然を活かした青空図書室イベントは、これからやってみたいことのひとつです。

家庭での読書が、義務ではなく家族の楽しみと思ってもらえるようになればいいなと思います。

北塩原村議会広報 議会だより 〈「村民の声」応募要項〉

- テーマ：自由（村への要望などは除きます。）
- 字数制限：500字程度
- 掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。
- 選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。
- 応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）
- 宛先：〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局
E-mail: gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp
（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）

【議会傍聴のすすめ】

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

議会傍聴注意事項

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎください
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにしてください
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外には行わないでください
8. 児童及び乳幼児は傍聴席に入れません
9. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
10. 原則として、会議中の入退出を禁止します
11. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください

議会傍聴にお越しください！

次回定例会は **6月14日** に開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。

村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで

TEL：（２３）３２６３ FAX：（２５）７３５８

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



▲皆さまに支えられ200号を迎えました

「北塩原村議会だより」は、昭和50年12月創刊。皆さんに支えられ200号を迎えました。議会と村民との架け橋として、これまで、さまざまな議会活動を伝え、紙面には多くの村の皆さんに登場していただいています。皆さんと共に歩んだ200号を記念し、本号ではこれまでの議会だよりを振り返っています。

今月の表紙
200号記念

編集後記

春の日差しが一段と強く感じられ、色鮮やかな花々が春を告げているようです。

北塩原村議会だよりは、今回の発行で記念すべき200号を迎えました。

これまで村と議会の架け橋として、さまざまなことを村民の皆さまにお伝えしてまいりましたが、今後も皆さまに親しまれるよう編集を行っていきたいと思いますので、引き続きご愛読いただけてすようよろしくお願い申し上げます。

委員一同

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長 遠藤 康幸

副委員長 伊藤 敏英

委員 柏谷 孝雄

委員 北原 安奈